



議案第百二十号

東小学校屋内体育館新築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年十一月二十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

- 一 工 事 名 三朝町立東小学校屋内体育館新築工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字余戸三十二番一
- 三 契約締結の方法 指名競争入札による契約
- 四 契約金額 壹千六百貳拾万円
- 五 契約の相手方 鳥取県倉吉市住吉町九八番地  
株式会社河田組 取締役社長 河 田 賢 一
- 六 工 期 昭和四十四年十一月二十日から  
昭和四十五年五月三十一日まで
- 七 経費負担年度 昭和四十五年度

昭和四拾四年拾壹月五日 原案可決

三朝町議會議長

牧田 禎